



ユーザ様・ご販売店様 各位

平成22年4月

シード株式会社

TEL 097-558-3919

FAX 097-554-2208

担当窓口：サポートセンター

URL <http://www.seedg.com/>e-mail info@seedg.com**「平成22年4月の介護保険制度改正内容」に関する重要なお知らせ**

拝啓 時下、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素より、格別のお引き立てをいただき誠にありがとうございます。

平成22年4月の介護保険制度の改定内容を、まとめましたのでお知らせ致します。

【 改正内容 : 3級ヘルパーの経過措置終了に伴うサービス内容の廃止 】

3級ヘルパーの経過措置終了に伴い、訪問介護等の該当サービスコードが「平成22年3月31日」で廃止となります。

該当するサービス種類

訪問介護、介護予防訪問介護、夜間対応型訪問介護

廃止となるサービス内容

サービス内容に「3級」という語句が含まれるサービスコードが、廃止となります。

例) 「11:1231 身体介護2・3級」

「11:7231 生活援助2・3級」

「11:8121 通院等乗降介助・3級」

【 改正内容 : グループホーム（短期利用型）に於ける「認知症専門ケア加算」の削除 】

短期利用型の場合、「認知症専門ケア加算」と認知症専門ケア加算は、算定要件に含まれない為、サービスコード表から削除されます。【重要】

該当するサービス種類

認知症対応型共同生活介護（短期利用）、介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）

削除されるサービス内容

「38:6133 短期共同生活認知症専門ケア加算」

「38:6134 短期共同生活認知症専門ケア加算」

「39:6133 予短期共同認知症専門ケア加算」

「39:6134 予短期共同認知症専門ケア加算」

【重要】

上記の加算（認知症専門ケア加算と認知症専門ケア加算）は、「平成22年4月」の請求以降、各国保連様への請求（『月遅れ請求・返戻請求』を含む）が行えなくなります。

介護給付費単位数表標準マスタは、国保中央会様から4月6日頃より発送予定となっています。

国保中央会様より「介護給付費単位数表標準マスタ（平成22年4月版）」が届く前に、
【 4月分以降 】の利用票（提供票）等を作成する場合は、下記の点に注意して下さい。

上記の改正内容 と に記載しているサービス内容（廃止となるサービス内容）は、登録しないようにして下さい。（現在、使用しています介護給付費単位数表標準マスタでは、適用期間の適用期間の終了日が設定されていない為、登録が可能です。）

補 足：介護給付費単位数表標準マスタ（平成22年4月版）を、“ささえ愛”に取り込む事により、上記内容を意識する必要はなくなります。

サービス利用票（提供票）または、介護給付費明細書のサービス内容に、上記の改正内容 の
【 認知症専門ケア加算 または 認知症専門ケア加算 】が含まれる場合の留意点。

1. 4月請求分の介護給付費明細書等の作成は、介護給付費単位数表標準マスタ（平成22年4月版）の取り込み前に行って下さい。
2. 介護給付費単位数表標準マスタ（平成22年4月版）の取り込み後に、サービス利用票（提供票）及び、介護給付費明細書等の編集等を行った場合、「該当する介護サービスコード情報が存在しません」とエラー・メッセージが表示されます。
介護給付費単位数表標準マスタから、該当するサービスコードが削除された為です。

補 足：当社“ささえ愛”では『サービス内容』欄が、【 空白 】で表示されます。

3. 5月分以降の請求（『月遅れ請求・返戻請求』を含む）を行う場合は、【 認知症専門ケア加算 及び、認知症専門ケア加算 】を削除して、請求して下さい。
平成22年4月の請求以降、【 認知症専門ケア加算 及び 認知症専門ケア加算 】の請求が行えなくなった事を、『国保中央会様』へ確認済みです。

参考資料：平成22年3月15日発「平成22年4月からの介護報酬の算定について」の
「2. 認知症専門ケア加算」

介護給付費単位数表標準マスタの改定（平成22年4月版）に伴う、ソフトの変更はありません。
現在、ご利用頂いているソフト（Ver2.5.5）をそのままお使い下さい。

* ご不明な点がございましたら、当社・サポートセンターまでお問い合わせください。